

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求上告事件
国側当事者・国（品川税務署長）

平成26年3月27日棄却・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年10月17日判決、本資料
263号－188・順号12312）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年4月18日判決、本資料2
63号－78・順号12202）

決 定
別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認
又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年3月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横田 尤孝

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美